

平成29年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	滋賀県物品・役務電子 調達システム運用保守 業務委託	滋賀県物品・役務電子調 達システムの運用保守業 務	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	日本電気株式会社 滋 賀支店	33,403,104	滋賀県物品・役務電子調達システムの著作権は 日本電気株式会社が保有しており、当該システ ムの開発者でなければ運用過程でのシステム の変更やシステム障害等が発生したときの安定 的な運用保守に著しい支障が生じるため。	2	3イ
管理課	滋賀県財務会計システ ムWindows10対応検 証業務委託	滋賀県財務会計システム Windows10対応検証業 務委託	平成29年4月3日 ~ 平成29年9月29日	日本電気株式会社 滋 賀支店	8,035,200	滋賀県財務会計システム開発業者が著作権を 有するパッケージソフトを検証し、必要となる改 変箇所の特定を行うものであり、システムを熟知 している者でないと、効率的かつ網羅的に検証を 行い、必要となる変更箇所を特定する本業務に 対応できないため。	2	3イ
管理課	滋賀県物品・役務電子 調達システム機器更新 等業務委託	滋賀県物品・役務電子調 達システムの更新業務	平成29年5月19日 ~ 平成30年3月31日	日本電気株式会社 滋 賀支店	70,632,000	滋賀県物品・役務電子調達システムの著作権は 日本電気株式会社が保有しており、当該システ ムの開発者でなければ更新作業に著しい支障が 生じるため。	2	3イ